

笠間市農業集落排水事業 経営戦略

平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

平成 29 年 3 月

茨城県笠間市

目 次

1 笠間市農業集落排水事業の現状.....	1
2 経営の基本方針	3
3 投資・財政計画	3
3.1 投資計画.....	3
3.2 財政計画.....	5
3.3 投資以外の経費計画	7
3.4 収支バランス	8
3.5 その他	9
4 経営戦略の事後検証、更新等	9

1 笠間市農業集落排水事業の現状

笠間市は、平成 18 年 3 月 19 日に笠間市（旧制）、旧西茨城郡（友部町、岩間町）の 1 市 2 町が新設合併し、新制の笠間市として発足しました。

行政人口は、合併後の平成 17 年度末では 82,017 人でしたが、平成 27 年度末時点で 77,815 人と減少傾向にあります。今後もこの傾向が続くと考えられ、将来行政人口は、平成 27 年度策定の「笠間市生活排水ベストプラン」のとおり、平成 32 年度に 73,800 人、平成 37 年度には 71,200 人に減少すると見込んでいます。

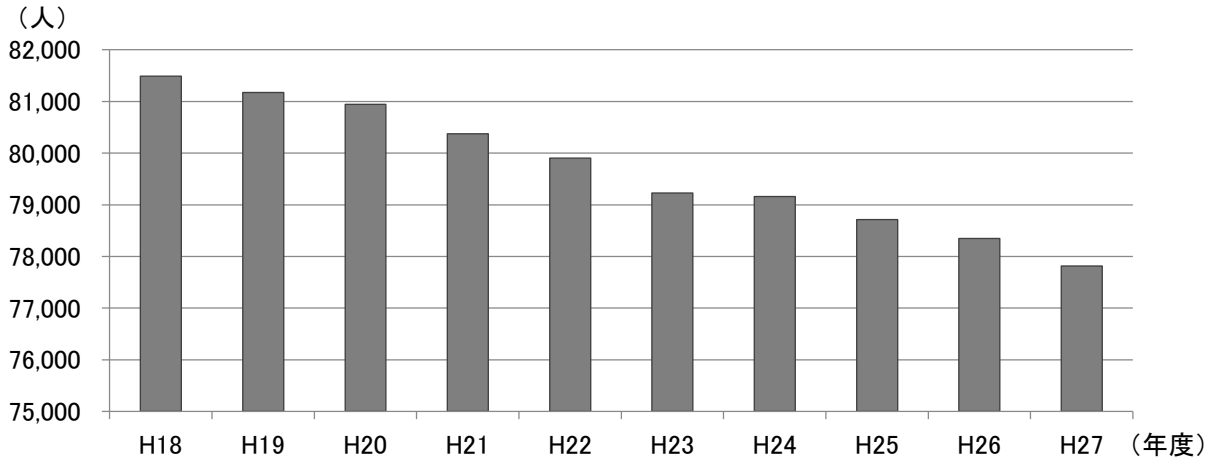


図 1 笠間市人口の推移

笠間市農業集落排水事業は、市原地区・安居地区・北川根地区・枝折川地区・岩間南部地区・友部北部地区の 6 地区、6 施設で構成されています。友部北部地区以外の整備事業は完了しており、友部北部地区については、平成 32 年度の整備完成を目指しています。

処理区域内の接続率については、事業を行うにあたり全戸から同意を得て進めているものの、整備の遅れなどの諸事情によって浄化槽を設置したなどの理由により、平成 27 年度末時点で受益人口 8,348 人に対し接続人口 6,336 人、接続率 75.9%と伸び悩んでいます。

表 1 平成 27 年度末農業集落排水接続率

地区名	供用開始	整備状況	受益人口	接続人口	接続率	備考
市原地区	平成 11 年 3 月	完了	1,538 人	1,409 人	91.6%	
安居地区	平成 12 年 12 月	完了	905 人	883 人	97.6%	
北川根地区	平成 15 年 10 月	完了	1,890 人	1,565 人	82.8%	
枝折川地区	平成 19 年 8 月	完了	1,499 人	756 人	50.4%	
岩間南部地区	平成 19 年 12 月	完了	1,588 人	1,074 人	67.6%	
友部北部地区	平成 25 年 11 月	残整備在り	928 人	649 人	69.9%	H32 完了予定
全体			8,348 人	6,336 人	75.9%	

※受益人口とは、農業集落排水が整備されている区域に居住している人口

※接続人口とは、受益人口のうち農業集落排水に接続している人口

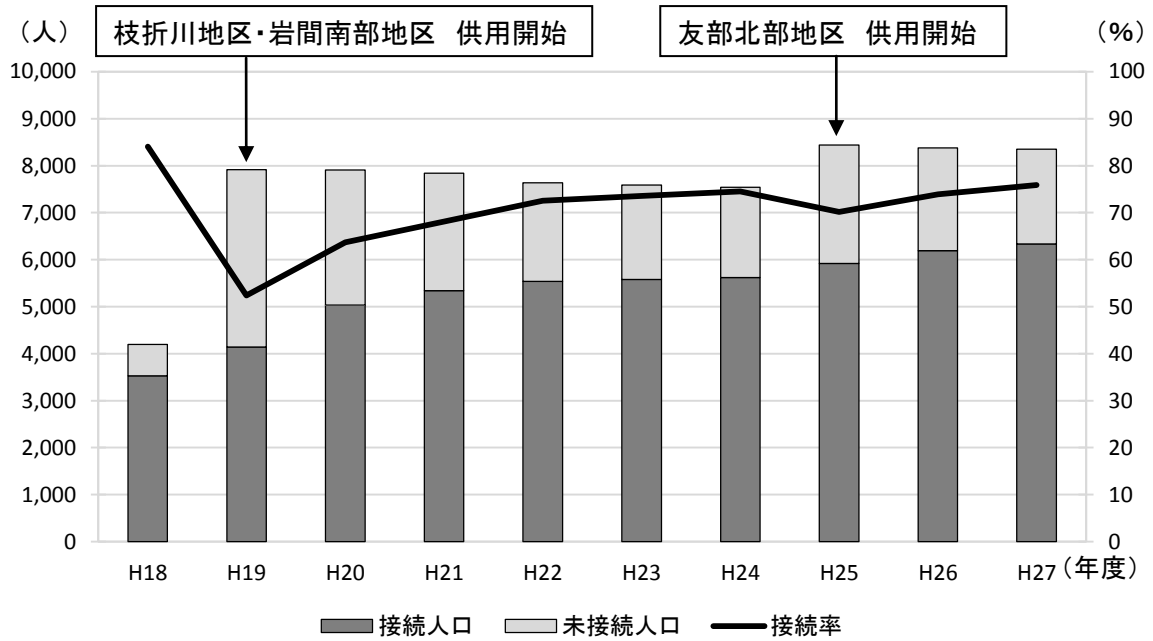


図2 接続率の推移

これまでの施設建設に伴う企業債残高は、平成 27 年度末で 40 億円を超えているものの、企業債残高対事業規模比率（平成 26 年度末：518.26%）は、類似団体の全国平均（同：1,044.80%）と比較しても低い水準であるため、投資規模は適切であると考えられます。しかしながら、この起債償還費用は、一般会計からの繰入金で賄われており、元金償還費に対しては、基準外繰入金が入投入されています。

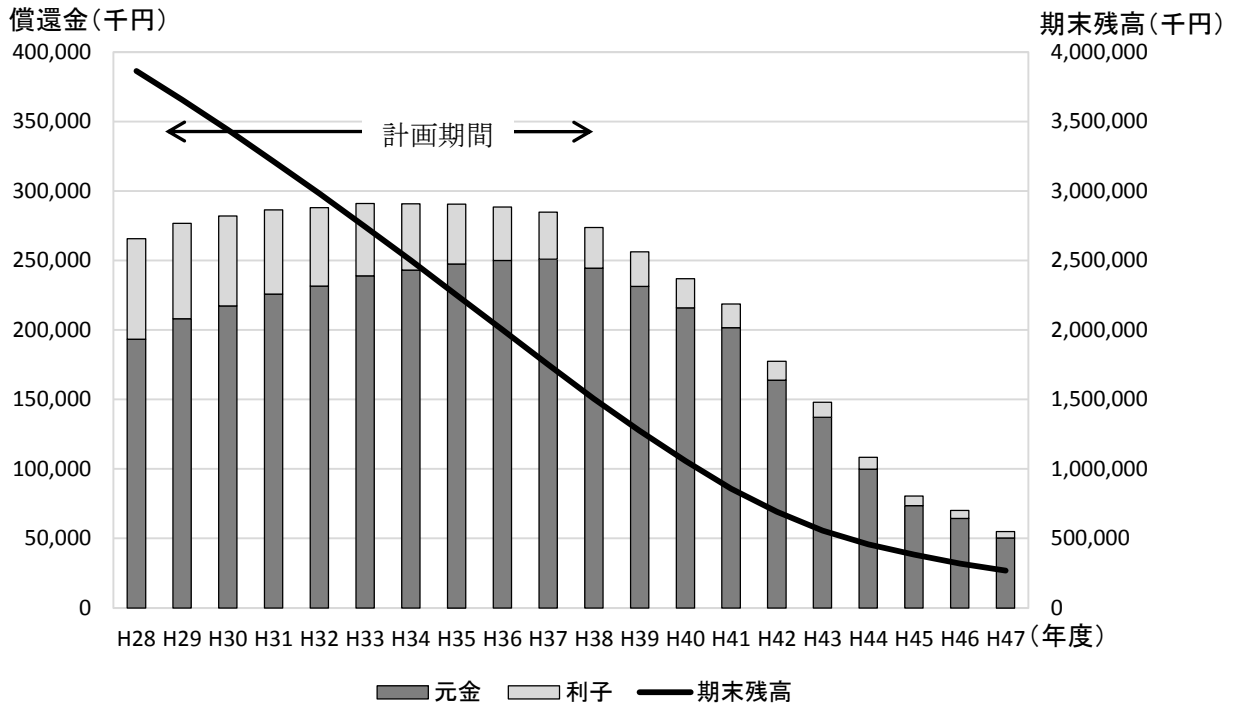


図3 現在の起債に対する今後の償還費用

2 経営の基本方針

笠間市では、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化社会が進展している状況にあります。このような影響を緩和し、持続可能な社会を構築するためにも、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めてまいります。

農業集落排水事業では、「笠間市第2次総合計画」を踏まえ、以下の3項目を経営の基本方針とします。

1. 農業集落排水施設の整備を進めるとともに、接続率の向上に努め、施設利用を促進する。
2. 良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努める。
3. 更なるコスト縮減を図り、人口減少に対応できる、安定した経営基盤の確立をめざす。

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に運営するため本計画を策定します。

3 投資・財政計画

3.1 投資計画

1) 友部北部地区における管渠整備

友部北部地区は平成25年11月1日に供用開始しましたが、管渠の整備については平成27年度末時点で、計画2,730人(594戸)に対し949人(270戸)となっています。残整備区域については、表2の年次計画のとおり平成32年度までの5ヶ年で整備を完了する計画として投資計画を立てるものとします。

表2 友部北部地区 施設整備 年次計画表

項目	総計	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
工事延長(m)	16,270	3,254	3,254	3,254	3,254	3,254
中継ポンプ(箇所)	19	2	3	4	5	5
工事費(千円)	1,569,100	257,200	329,200	329,200	329,200	325,200
実施設計費(千円)	51,500	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
総事業費(千円)	1,620,600	267,500	339,500	339,500	339,500	335,500

※工事費は測量費を含む

2) 処理場施設の更新

現在 6 地区すべてにおいて処理場が稼働しており、このうち最も古くから稼働している市原地区については、供用開始から 17 年が経過しています。一般的に機械・電気設備の耐用年数は 15 年とされており、今後更新費用の増加が見込まれます。

笠間市では、処理場の運転・維持管理に関して包括的委託をしている民間企業と協議し、平成 23 年度から長期更新計画を作成（現時点では平成 35 年度まで作成済み）し、費用の平準化を踏まえた機器の更新を実施してきました。

また、土木・建築部分については 50 年の耐用年数を見込んだ場合、平成 57 年度以降に更新が必要となります。

今後は、土木・建築部分を含めたストックマネジメントの視点に基づく「最適整備構想」を策定し、機能保全コストの更なる縮減に取り組む予定です。

表 3 処理場設備更新 年次計画表

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
更新費(千円)	12,703	9,653	8,073	9,700	8,370
年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度※	平成 37 年度※	平成 38 年度※
更新費(千円)	7,670	15,000	15,000	15,000	15,000

※平成 36 年度以降は、平成 35 年度と同程度の更新費が発生すると推定した。

3) 管路施設の更新

平成 27 年度末における管路総延長は約 128.6km に及び、中継ポンプは 111 箇所が稼働しています。これに友部北部地区の残整備を合わせると、総延長は約 145km、中継ポンプは 130 箇所となります。平成 7 年度の事業着手から友部北部地区の整備完了予定である平成 32 年度の 25 年間にわたり管路施設を布設してきましたが、各年度の工事延長に大きなばらつきが生じています。

管路施設の耐用年数は一般的に 50 年とされており、今後の更新において耐用年数のみで評価した場合に必要な投資金額に大きな波が生じることが懸念されます。この費用の平準化が経営の安定化において、重要な課題となっています。

今回の計画では当面、総延長の 2 割を 25 年間で早期更新するものとし、その費用を平準化することを想定して、年間 100,000 千円程度の更新費が発生すると試算しています。

今後は、「最適整備構想」を策定し、機能保全コストの更なる縮減に取り組む予定です。

4) 最適整備構想の策定

笠間市では、今後、「最適整備構想」を策定、運用していきます。これにより処理場施設や管路施設の効率的な運用、および安定的な機能維持、ならびに更新費の平準化を図ることとなります。

最適整備構想計画の策定においては、1 年目に「機能診断調査」を実施し、2 年目に「機能保全計画」を策定します。これらを基に 3 年目に「最適整備構想」を策定することとなります。

構想策定は地区ごとに実施し、最も古い市原地区では、平成 29 年度に「機能診断調査」を行い、平成 31 年度までに「最適整備構想」を策定する予定です。

なお、他の地区については、供用開始 20 年以内に順次、取り組む予定です。

3.2 財政計画

農業集落排水事業では、公営企業として独立採算性の原則のもと、運営に伴う経費については、汚水処理にかかる経費を利用者からの使用料で負担することとされています。

実際には、汚水処理費に対する経費の不足分を一般会計からの繰入金にて賄っているのが現状です。

1) 使用料収入について

現行の使用料（消費税別）は、基本使用料（2 か月あたり 20m³まで）と超過料金により構成されており、水道使用量を算定根拠とする従量制を採用しています。

行政サービスにおける公平性の観点から公共下水道料金と同額に設定しています。

使用料単価と汚水処理原価から算出した経費回収率をみると、ほぼ 75%程度で推移しています。

表 4 有収水量と使用料単価の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
有収水量(m ³)	389,306	378,705	386,506	392,298	422,200	432,142
使用料(千円)	60,527	58,754	59,399	61,331	67,157	69,565
1m ³ あたり(円)	155	155	154	156	159	161
処理原価(千円)	79,635	63,113	75,036	81,141	95,012	91,267
1m ³ あたり(円)	205	167	194	207	225	211
経費回収率(%)	76.0	93.1	79.2	75.6	70.7	76.2

※汚水処理原価は維持管理費のみとし、起債償還費を含まないものとした。

当面は、友部北部地区の整備や接続率の増加により処理水量が増加することが予想され、これに伴い使用料収入の増加が見込まれます。これには、更なる接続率の向上が必須であることから、継続して未接続者への理解と協力を求めるとともに、戸別訪問を実施し、この普及啓発活動に努め、接続を推進してまいります。

また、当該戦略の計画期間内においては使用料収入の増加を見込んでいますが、長期的には人口減少の影響を受けることは避けられず、これに伴い有収水量の減少および使用料収入の減少が予想されます。

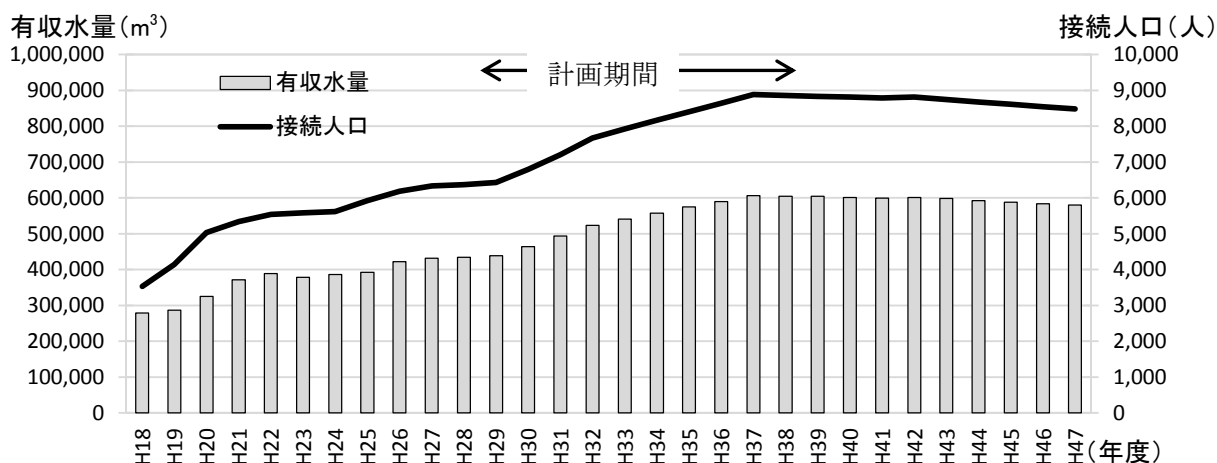


図 4 有収水量の予測

今回計画では使用料の改定による収入増は見込んでいませんが、将来的には値上げが必要となる可能性があります。

まずは、接続率の上昇（現行単価のままでの収益増）やコスト縮減（支出減）に取り組み、使用料の改定はその後の検討と位置づけています。

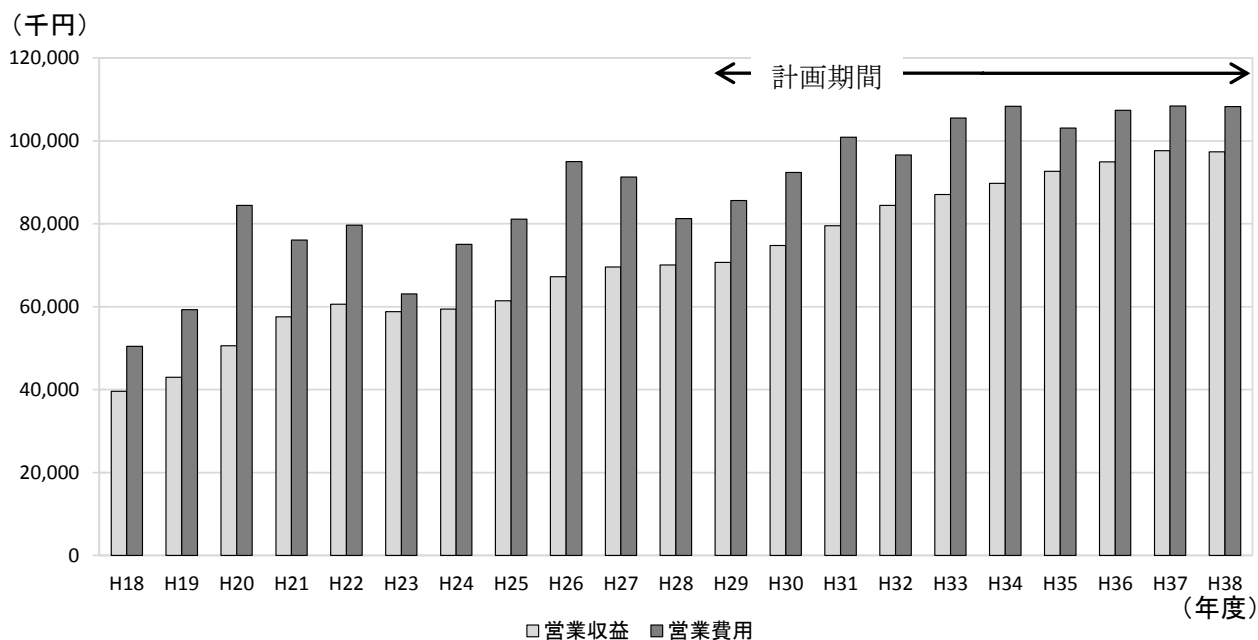


図5 収益的収支の予測

2) 企業債について

友部北部地区における管渠整備（新設）は平成32年度までに完了する計画であり、この財源の内、市費負担分については、企業債による財源確保を見込んでいます。

表5 友部北部地区の管渠整備に係る起債発行額の予測（千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
建設改良費	267,500	339,500	339,500	339,500	335,500	
国庫補助金	118,650	154,650	154,650	154,650	152,650	補助対象の50%
県補助金	23,730	30,930	30,930	30,930	30,530	補助対象の10%
受益者負担金	13,375	16,975	16,975	16,975	16,775	建設改良費の5%
起債発行額	111,745	136,945	136,945	136,945	135,545	=市負担分

また、今後の施設更新費用についても、企業債による財源確保を見込むものとし、このためにも「農業集落排水施設の最適整備構想策定」の早期着手を計画しています。

3) 一般会計繰入金について

一般会計からの繰入金は、総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」によって、繰入れの対象、繰入金の算定方法等のいわゆる「繰入基準」が定められています。

農業集落排水事業の場合は、下水道事業債（臨時措置分）等が、公費で負担すべき費用として基準繰入の対象となります。

不足した費用は一般会計からの繰入金により賄われますが、平成 39 年度までは現在の起債残高が多いため、一般会計からの繰入金が多くなることが予想され、平成 43 年度以降には、繰入金が基準内に収まる試算となる見込みです。

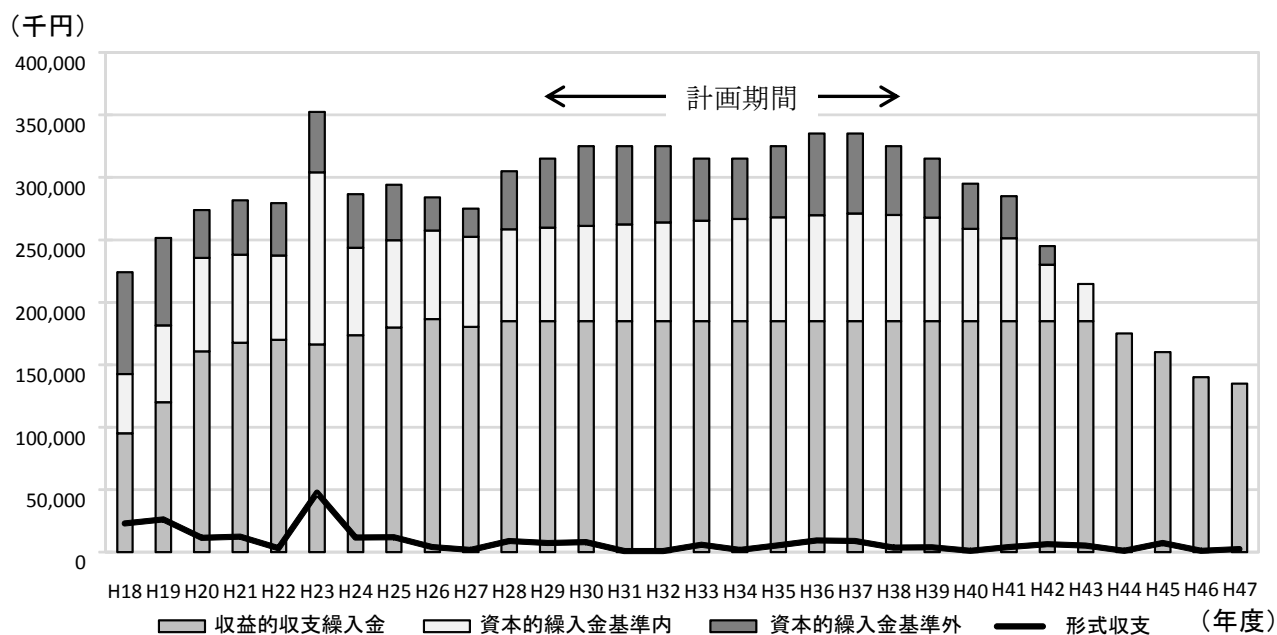


図 6 一般会計繰入金の予測

4) 資産の有効活用について

資産活用については、多目的に有効利用できる施設や土地を有していないため、今回計画では盛り込まないこととしました。

3.3 投資以外の経費計画

1) 職員給与費等について

農業集落排水事業は、平成 18 年度には 8 名の体制で事業を推進してきましたが、整備の進捗に合わせ、段階的に人員を削減し、現在は 4 名体制で行っています。今後は事業の進捗状況に応じ、適正な農業集落排水事業の職員数となるように見直しを進めます。

農業集落排水事業費特別会計の職員の給与制度は、市の制度を適用しており、これまでも給与制度の見直しを進めてきました。引き続き必要な見直しを進めます。

2) 維持管理費について

処理場施設の維持管理については、現在、民間企業に包括的委託をしています。

これまでも経費の節減に努めてきましたが、友部北部地区の整備や接続率の増加により処理水量が増加することが予想され、これに伴い電気使用量や薬品費などの維持管理コストや汚泥処分費が増加するものと考えられます。

しかしながら、長期的には人口減少の影響を受けることは避けられず、この計画期間内に、長期的なコスト縮減対策を確立することが重要であると考えています。

3) 広域化・共同化・最適化について

広域化・共同化・最適化については、平成 27 年に策定した「笠間市生活排水ベストプラン」の中で、公共下水道への接続や処理場の統合を検討した結果、経済的なメリットが得られないと結論付けられました。このことにより、共同化、最適化等については、現状維持が最も有効であると判断しました。

4) 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）について

PPP/PFI については、事業規模や地域的特性からも、民間活力の活用は見込みにくい状況にあります。

3.4 収支バランス

計画期間内において、元利償還金が増加する平成 39 年度までは一般会計からの繰入金が増加するものの、以降は遞減のもと形式収支の黒字を確保できるものと見込んでいます。

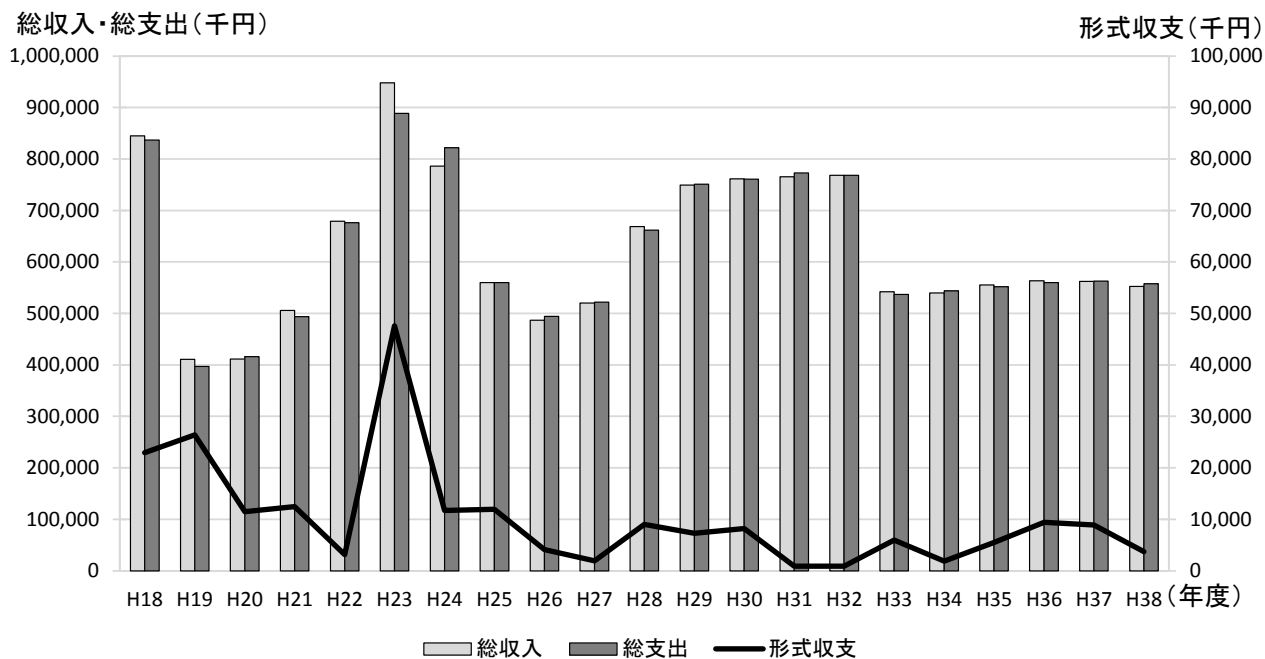


図 7 収支の予測

3.5 その他

1) 普及活動に関する事項

現在伸び悩んでいる接続率の向上は使用料収入の増加につながるため、未接続者に対し、維持管理組合を中心に、説明会等により、この普及啓発活動に努め、接続率の向上を目指します。

2) 情報公開に関する事項

市ホームページを活用し、的確な情報提供を行い農業集落排水事業の経営に対する市民の理解を得るよう努めます。提供する情報は、本経営戦略および進捗状況等についてわかりやすく掲載します。

4 経営戦略の事後検証、更新等

笠間市における農業集落排水事業では、早期の整備完了を目標とし、平成 32 年度までに、友部北部地区の管渠整備の完了をめざします。

また、平成 31 年度には市原地区が、平成 32 年度には安居地区が供用開始から 20 年が経過することを受け、両地区において「最適整備構想」を策定する予定です。

このことから、農業集落排水事業が整備推進から維持管理主体へと移行する平成 33 年度に経営戦略を見直し、以降 5 年毎に人口動態や地域経済等の将来予測を踏まえ、経営戦略の見直しを行い、PDCA サイクルを活用しながら事業を推進します。

また、本経営戦略に基づき事業を推進していくなかで、毎年度、収支バランスを確認し、この経営戦略との大きな乖離が生じるようであれば、随時見直しを行うこととします。

表 6 経営戦略に係る事業プログラム

事業内容	計画期間												
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39以降	
友部北部地区 管渠整備	■												
最適整備構想策定													
市原地区		■											
安居地区			■										
北川根地区						■							
枝折川地区								■					
岩間南部地区									■				
友部北部地区												■	
処理場 機電更新	■												
管路施設 早期更新						■							
経営計画策定	○												
経営計画見直し						○					○		
使用料改定の検討						■							

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
				(決算)	(決算)											
収益的 収益	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	268,928	263,456	255,067	255,706	259,766	264,524	269,400	272,069	274,751	277,630	279,946	282,632	282,348	
		(1) 営 業 収 益 (B)	67,241	69,608	70,067	70,706	74,766	79,524	84,400	87,069	89,751	92,630	94,946	97,632	97,348	
		ア 料 金 収 入	67,157	69,565	69,981	70,618	74,672	79,427	84,297	87,034	89,714	92,594	94,912	97,593	97,340	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	84	43	86	88	94	97	103	35	37	36	34	39	8	
		(2) 営 業 外 収 益	201,687	193,848	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	186,573	180,415	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
	イ そ の 他	15,114	13,433													
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	161,532	154,328	153,586	154,704	158,293	163,406	155,622	160,898	159,630	150,034	149,962	146,525	142,003	
		(1) 営 業 費 用	95,012	91,267	81,273	85,585	92,396	100,884	96,599	105,489	108,338	103,051	107,375	108,374	108,280	
		ア 職 員 給 与 費	6,555	6,693	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	
		ウ ち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	88,457	84,574	74,273	78,585	85,396	93,884	89,599	91,489	94,338	89,051	93,375	94,374	94,280	
		(2) 営 業 外 費 用	66,520	63,061	72,313	69,119	65,897	62,522	59,023	55,409	51,292	46,983	42,587	38,151	33,723	
ア 支 払 利 息		66,520	63,061	72,313	69,119	65,897	62,522	59,023	55,409	51,292	46,983	42,587	38,151	33,723		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	107,396	109,128	101,481	101,002	101,473	101,118	113,778	111,171	115,121	127,596	129,984	136,107	140,345			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	217,738	256,528	413,693	493,527	501,906	501,006	499,136	270,167	265,250	277,768	283,721	279,721	269,853	
		(1) 地 方 債 償 還 金	43,800	80,600	122,222	148,026	146,806	146,174	145,425	49,348	49,068	52,000	52,000	52,000	52,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金	97,503	94,630	120,000	130,000	140,000	140,000	140,000	130,000	130,000	140,000	150,000	150,000	140,000	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	65,398	65,627	158,096	198,526	198,125	197,857	196,936	90,819	86,182	85,768	81,721	77,721	77,853	
	(6) 工 事 負 担 金	6,441	7,942	13,375	16,975	16,975	16,975	16,775								
	(7) そ の 他	4,596	7,729													
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	332,906	367,858	508,080	596,273	602,464	609,434	612,878	376,279	384,454	401,740	409,779	416,371	415,360	
		(1) 建 設 改 良 費	148,879	178,066	314,693	388,203	385,153	383,573	381,200	137,370	136,670	144,000	144,000	144,000	144,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費	29,901	20,967	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	184,027	189,792	193,387	208,070	217,311	225,861	231,678	238,909	247,784	257,740	265,779	272,371	271,360	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 115,168	△ 111,330	△ 94,387	△ 102,746	△ 100,558	△ 108,428	△ 113,742	△ 106,112	△ 119,204	△ 123,972	△ 126,058	△ 136,650	△ 145,507			

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 7,772	△ 2,202	7,094	△ 1,744	915	△ 7,310	36	5,059	△ 4,083	3,624	3,926	△ 543	△ 5,162
積 立 金	(K)	28	27											
前年度からの繰越金	(L)	11,947	4,147	1,918	9,012	7,268	8,183	873	909	5,968	1,885	5,509	9,435	8,892
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,147	1,918	9,012	7,268	8,183	873	909	5,968	1,885	5,509	9,435	8,892	3,730
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	10												
実 質 収 支	黒 字 (P)	4,137	1,918	9,012	7,268	8,183	873	909	5,968	1,885	5,509	9,435	8,892	3,730
	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	78	77	74	70	69	68	70	68	67	68	67	67	68
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	67,241	69,608	70,067	70,706	74,766	79,524	84,400	87,069	89,751	92,630	94,946	97,632	97,348
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	4,166,569	4,057,377	3,986,212	3,926,168	3,855,663	3,775,976	3,689,723	3,500,162	3,301,448	3,095,708	2,881,930	2,661,559	2,442,200

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		186,573	180,415	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
うち基準内繰入金		186,573	180,415	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
うち基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分		97,503	94,630	120,000	130,000	140,000	140,000	140,000	130,000	130,000	140,000	150,000	150,000	140,000
うち基準内繰入金		70,850	72,114	73,407	74,724	76,067	77,434	78,828	80,247	81,694	83,168	84,619	86,138	84,871
うち基準外繰入金		26,653	22,516	46,593	55,276	63,933	62,566	61,172	49,753	48,306	56,832	65,381	63,862	55,129
合 計		284,076	275,045	305,000	315,000	325,000	325,000	325,000	315,000	315,000	325,000	335,000	335,000	325,000

経営比較分析表

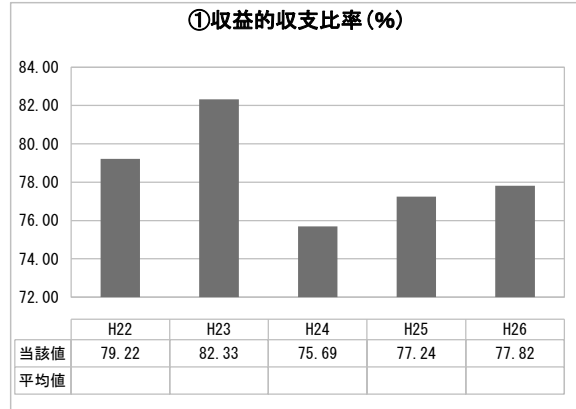
茨城県 笠間市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	10.69	88.38	3,024

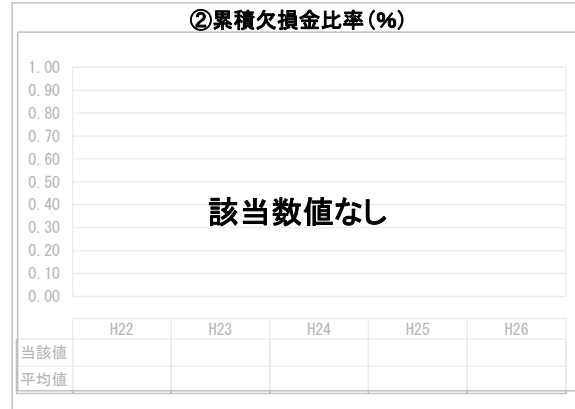
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
78,557	240.40	326.78
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,377	4.47	1,874.05

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成26年度全国平均

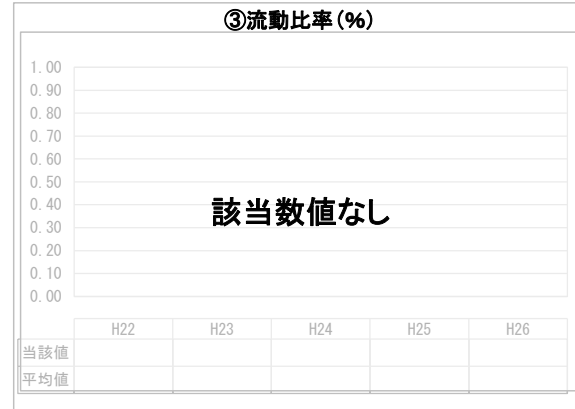
1. 経営の健全性・効率性



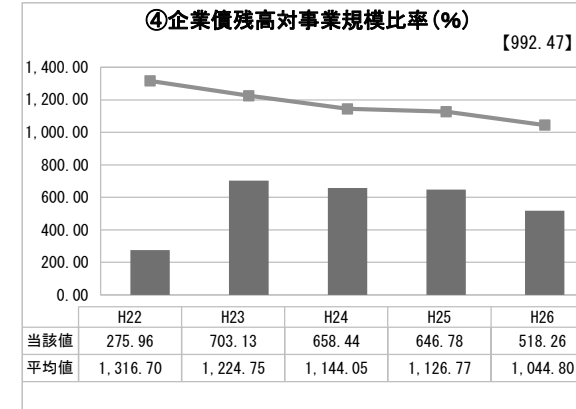
「単年度の収支」



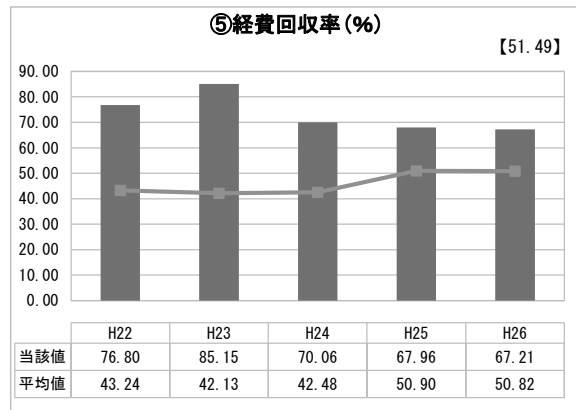
「累積欠損」



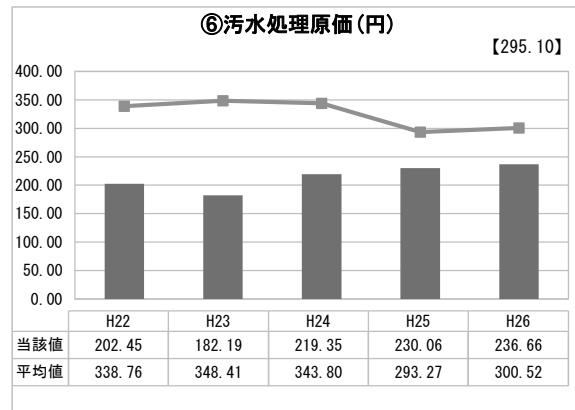
「支払能力」



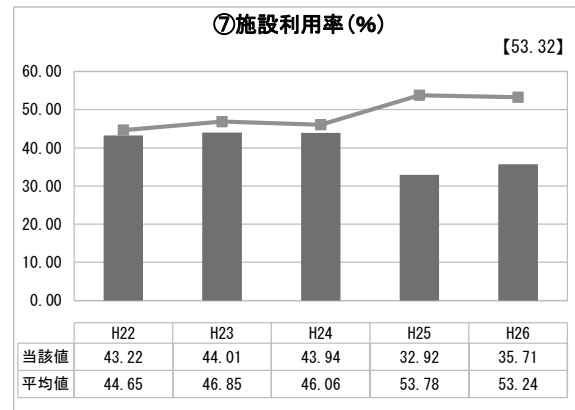
「債務残高」



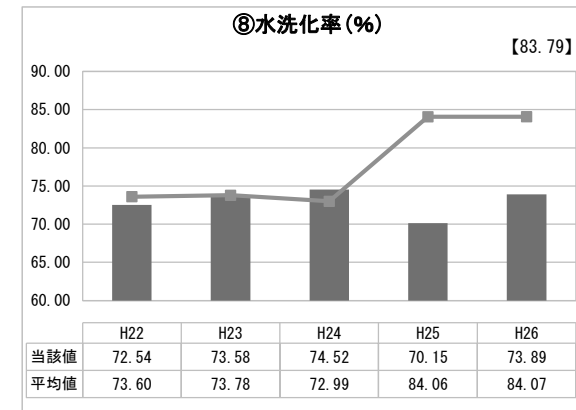
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

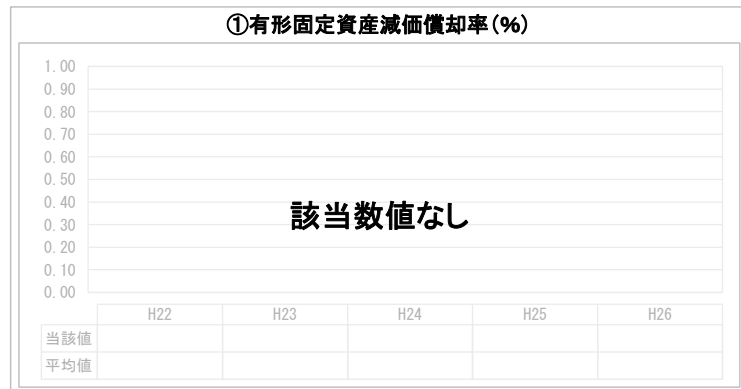


「施設の効率性」

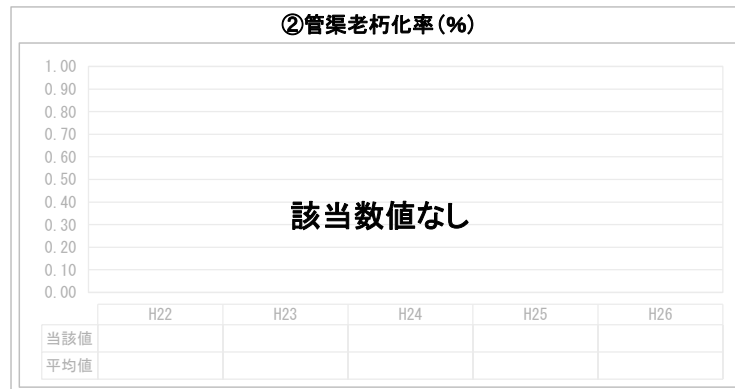


「使用料対象の捕捉」

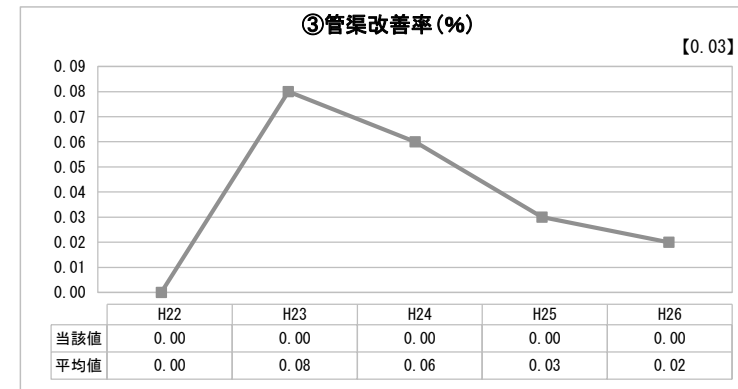
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、平成22年から23年度へ79%から82%と右肩上がりに推移したのは、平成19年度に整備完了地区の接続率が上がり使用料の増加により総収益が上がったことによる。一方、平成24年度が前年度から6.6%の落ち込む形となったのは、整備事業地区の処理場建設の工事費によって総費用が増大したことによるものである。以降ゆるやかな伸び率となってきてはいるが、平成32年度まで整備事業を予定しており各年度毎の総費用の増加が見込まれることから、今後の経営方法の見直し・改善が必要である。目標値の100%に近づくことには時間がかかると考えられる。

④企業債残高対事業規模比率は、平成23年度より減少傾向にあり、類似団体平均と比較しても同様の傾向にあり、投資規模は適切であると考えられる。

⑤経費回収率は、平成23年度から15%落ち込んだ要因として、供用開始間もない地区における接続率が想定より上がらず、汚水処理費に対し使用料収入の増加が見込めなかったためである。

⑥汚水処理原価は、平成19年度に事業完了した地区の接続率が徐々に上昇し有収水量が多くなったため平成23年度まで下がったが、その後新たに供用開始された地区の接続率が低く、有収水量も増加しなかったことにより上昇した。⑦施設利用率及び⑧水洗化率も同様な原因が考えられるため、今後は個別訪問や、回覧文書などの広報を通じて接続率向上を推進して使用料の増収を図り、さらには効率の良い処理方法なども検討して健全な経営を目指していく。

2. 老朽化の状況について

平成27年11月25日付、農環第306号農林水産部農地局長よりの通知により農業集落排水施設の長寿命化対策によって、供用開始後20年を経過した施設は、機能診断調査を行い施設の状態を把握し、それにより保全計画を策定することが求められている。当市において供用開始している地区の中では17年を経過したものが最も古いため、今後は施設の状態を正確に把握するため調査を実施し、順次保全計画を策定し効率の良い維持管理を行う。

また管渠更新費が他団体に比べゼロであるのは、前述したように他団体に比べ当市の事業開始年度が比較的新しく、更新・改良の時期に至っていないためである。今後は徐々に管渠老朽化に伴う費用が見込まれることから、保全計画等により効果的に管渠更新・改良を実施していく。

全体総括

農業集落排水事業は、当初計画時において、事業賛同者の規模に応じた下水処理事業を実施するものではあるが、計画してから使用開始ができるまで期間を要することから、接続率が予定どおりに伸びず、使用料回収も低くなっているため、接続率向上を図ることが重要である。今後は、使用料収入の増加による収益的収支比率の向上を図るとともに、施設の老朽化に対する調査を実施し現状の状態を把握することにより、将来の効率的な保全計画などを策定し、さらに当市の農業集落排水事業の適正化の計画を検討して経営健全化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。